子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

(1) 概要

サービス・給付内容

(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

(夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、 児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

実施状況

(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)637箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》 330箇所 (H21年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づ〈地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

(国庫補助対象)都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円(事業費ベース約180万円)を 施設整備費に加算

(費用負担) 定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提) (7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

<u>サービスの必要性の判断 / サービス利用の流れ / 利用料</u> 特に定められていない。(各市町村又は各施設において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

実施場所

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。 その他

夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(7) 費用負担

各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

市

【国1/2、市1/2】

玉

費用負担

左記の割合で公費負担。

(予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約722億円(H22予算ベース))の内数

<子育て短期支援事業>

実施主体	運営主体	利用対象者	実施場所	事業從事者	創設年度	実施か所数(21年度)
市町村 (特別区を含む)	NPO、社会福祉法人 等に委託可	児童の養育が一時的に 困難となった場合等の 児童又は母子	・母子生活文援施設 ・ 勇 伊原	児童養護施設、母子生 活支援施設等の児童指 導員、保育士など	H7年度	- ショ-トステイ事業 637か所 - トワイライトステイ事業 330か所 (マルス21年前交付決ポペース)

事業概要

事業の取組のイメージ

O 短期入所生活援助(ショートステイ) 事業

保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等に より児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を短期 間(原則7日以内)預かる。

【対象事由】

- 児童の保護者の疾病
- ・社会的事由(冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加等)
- ・身体上又は精神上の事由(育児疲れ、慢性疾患児の看病 疲れ、育児不安等)
- ・家庭養育上の事由(出産、看護、事故、災害、失踪等)
- 経済的問題等により、緊急一時的に母子保護を必要とする場合
- 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 保護者が仕事等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合 や休日の勤務等に対応する。(宿泊可)

